

## 4月8日は愛媛県議会議員選挙の投票日！

選挙管理委員会 内線512

選挙は住民の声を政治に生かす最大の機会です。お金のからならないきれいな選挙を実現するため、みんなで正しいルールを守って、あなたの意思で投票するようにしましょう。

### 投票時間

4月8日（日）午前7時から午後8時まで（日吉地区は午後7時まで）の間、町内18の投票所で一齐に投票を行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失したりした方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

### 投票できる人

この選挙で投票できる方は、平成18年12月29日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されている方で引き続き鬼北町に住所を有し、かつ昭和62年4月9日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。ただし、失権者を

除きます。

### 期日前投票

投票は、投票日当日に行うことが原則ですが、仕事やレジャーなどで当日投票所に向いて投票することができない場合は、期日前投票をすることができます。

期日前投票をされる方は、告示日の翌日（3月31日）から投票日前日（4月7日）までに期日前投票所（近永公民館1階会議室または鬼北町役場日吉支所1階会議室）で投票してください。受付時間は午前8時30分から午後8時（日吉支所は午後7時）までです。

明るい選挙のイメージキャラクター



「選挙のめいすいくん」

## 国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

町民課 内線216

20歳になると学生の方も国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

ただし、保険料を納めることが困難な場合、在学期間中の保険料を猶予される「国民年金学生納付特例制度」があります。

### 対象者

- ・大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校に在学している方（夜間・定時制も含む）
- ・前年所得が一定基準以下の方（収入の目安：183万以下）

### 手続きに必要なもの

印鑑、年金手帳、在学証明書または学生証

### 手続先

住民票のある市町の国民年金担当係または社会保険事務所

### その他

- ・承認期間は一年間で当該年度4月から翌年3月までとなっていますので、前年承認を受けていた方も4月以降に再度申請が必要です。

- ・承認期間中のケガや病気などで障害が残った場合、一定の条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。
- ・承認期間の保険料は追納（10年以内に納付）することができます。ただし、2年を経過すると保険料に加算額が付きまます。
- ・承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（25年）には算入されますが、保険料納付がなかった場合、年金額には反映されません。

問い合わせ先

愛媛社会保険事務局宇和島事務所  
☎ 22・5440代

## 土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間について

税務課 内線224

平成19年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を4月2日から5月1日まで縦覧に供します。（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）縦覧できる方は、固定資産税（土地および家屋）の納税者です。縦覧には本人を確認できるものが必要です。